御前崎市立図書館雑誌カバー及び雑誌架広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、御前崎市立図書館（以下「図書館」という。）が雑誌カバー及び雑誌架への広告掲載に関し、御前崎市広告掲載要綱（令和５年御前崎市告示第177号。以下「要綱」という。）及び御前崎市広告掲載基準（平成23年御前崎市告示第138号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（掲載の基準）

第２条　雑誌カバー及び雑誌架に広告を掲載できる者（以下、「広告主」という。）、広告の内容及び広告の範囲は、要綱及び基準に定めるところによる。

（広告掲載場所）

第３条　図書館は、最新号の雑誌カバー表面及び雑誌架に広告主の名称（以下、「名称」という。）を掲示するとともに、当該雑誌カバー裏面及び雑誌架に当該広告主の広告を掲示する。

（雑誌の配架位置）

第４条　雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

（広告等の規格）

第５条　雑誌カバー表面へ掲示する名称の表示ラベルの規格等は、次のとおりとする。

(1)　大きさ　縦５センチメートル以内、横15センチメートル以内

(2)　色　地色は白色、文字は黒色

(3)　貼付位置　雑誌カバー表紙面の中央下部

２　雑誌カバー裏面に掲示する広告は、広告主の作成による片面広告とし、その規格等は、次のとおりとする。

(1)　大きさ　雑誌カバー裏面のサイズを超えない範囲

(2)　色　カラー、白黒どちらも可

(3)　貼付位置　雑誌カバー裏面

３　雑誌架へ掲示する名称の表示ラベルの規格等は、次のとおりとする。

(1)　大きさ　縦３センチメートル以内、横15センチメートル以内

(2)　色　地色は白色、文字は黒色

(3)　貼付位置　雑誌架扉

４　雑誌架へ掲示する広告は、雑誌カバー裏面と同一の広告とし、その規格等は、次のとおりとする。

(1)　大きさ　Ａ５判以下

(2)　色　カラー、白黒どちらも可

(3)　貼付位置　雑誌架扉

　（雑誌の選定）

第６条　広告主は、図書館が指定する雑誌の中から広告を掲載する雑誌を選択するものとする。

（広告の掲載期間）

第７条　広告の掲示期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。ただし、年度の途中に掲載の申込みを行った場合は、広告の掲載開始月からその年度の３月31日までの期間とする。

（広告の募集）

第８条　広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、広報おまえざき又は市ホームページ等により行うものとする。

２　前項の募集については、別に期間を定めて行うものとし、当該期間に申込みがなかった広告主については、随時募集するものとする。

（申込みの方法）

第９条　広告掲載希望者は、要綱第７条に規定する御前崎市広告掲載申込書(様式第１号)に広告希望雑誌タイトルを記載し、次に掲げるものを添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(1)　会社概要、事業内容等がわかるもの

(2)　資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し

(3)　広告原稿案又はデザイン案

(4)　その他市長が必要と認める書類

２　前項第３号の広告原稿案又はデザイン案は、ＣＤ又はＤＶＤにより提出するものとする。

（広告掲載の決定等）

第10条　市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、要綱第２条及び基準により広告掲載の適否の審査を経て掲載の可否を決定する。

２　市長は、前項の審査を行う際、必要があると認めるときは、要綱第８条に規定する御前崎市広告審査委員会の意見を聴くことができる。

３　同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早い者を優先とする。この場合において、郵送等により申込み時期の判断が困難な場合は、厳正な抽選によるものとする。

４　市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について要綱第８条に規定する御前崎市広告掲載審査結果通知書（様式第２号）に掲載雑誌タイトルを記載し通知する。

５　市長は、前項の規定による通知を行う際、当該広告の仕様、内容等の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

（原稿の作成及び提出）

第11条　広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（広告掲載料の納付）

第12条　広告掲載料は、１雑誌当たり月額1,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、月当たりの広告掲載単価に掲載月数を掛けた額に相当する額を納付するものとする。

２　広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により一括して前納するものとする。

３　広告を掲載していた雑誌が休刊等になった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

４　既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告掲載ができなかった場合は、広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

（広告主の責務）

第13条　広告主は、掲示された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告掲載に係る一切の権利について、第３者への譲渡、転貸及びこれに類する行為を行ってはならない。

３　広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

４　広告主は、広告の掲示により苦情及び損害が発生した場合には、速やかにその解決又は賠償に当たらなければならない。

（広告の内容等）

第14条　広告の内容及びデザインは、図書館事業のイメージを損なうことのないよう、市及び広告主が協議のうえ掲載するものとする。

２　広告は、掲示を始めた日から３ヶ月を経過するまでの間、これを変更することができないものとする。３ヶ月を経過し変更した広告についても同様とする。

　（広告掲載の取消し）

第15条　市長は、要綱第11条に定めるもののほか、次の各号いずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消し、又はその掲載を停止することができる。この場合において、これに生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1)　市長の指定する期日までに広告原稿が提出されないとき。

(2)　第10条第５項の規定による変更の指示及び条件に従わないとき。

(3)　前条第１項の規定による協議に応じないとき。

(4)　天災、事変その他非常事態が生じたとき。

２　市長は前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、要綱第10条に規定する御前崎市広告掲載取消決定通知書（様式第３号）により、広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第16条　広告主は自己の都合により、広告掲載を取下げようとするときは、取下げようとする日の２ヶ月前までに、書面により市長に申し出なければならない。

　（その他）

第17条　この要領に定めるもののほか、雑誌カバー及び雑誌架への広告掲載に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、公布の日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

御前崎市広告掲載申込書

令和　　年　　月　　日

　御前崎市長　下村　勝　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申込者 | 住所又は所在地 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 電話番号 |  |

下記のとおり、御前崎市立図書館雑誌カバー及び雑誌架の広告の掲載を申し込みます。

記

１　広告の内容

２　業種

３　添付資料

　(1) 会社概要、事業内容等が分かるもの

　(2) 資格又は免許を必要とする業種にあっては、それを証明する書類の写し

　(3) 広告原稿案又はデザイン案

４　広告希望雑誌タイトル

様式第２号（第８条関係）

御第　号

令和　年　月　日

様

御前崎市長　下村　勝印

御前崎市広告掲載審査結果通知書

　令和　年　月　日付けで申込みのあった御前崎市立図書館雑誌カバー及び雑誌架の広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

　１　広告の内容

　２　広告掲載の可否（否の場合はその理由）

　　　可　・　否

　３　掲載雑誌タイトル

　４　広告掲載期間

　　　令和　年　月　日（　）から令和　年　月　日（　）

　５　広告掲載料

　　　　　　　　円

　６　広告掲載料の納入方法

　　　別紙、納入通知書により納入　　納付期限　令和　年　月　日（　）

　７　御前崎市広告掲載要綱及び御前崎市広告掲載基準を遵守すること。

様式第３号（第10条関係）

御第　号

令和　年　月　日

様

御前崎市長　下村　勝印

御前崎市広告掲載取消決定通知書

　令和　年　月　日付け御　第　　号により決定した御前崎市立図書館雑誌カバー及び雑誌架の広告掲載について、下記の理由により取り消すことを決定したので通知します。

記

　１　広告の内容

　２　取消理由